

## 2019年度 会則・細則の改正案

## 第1号 議案 個人の情報取り扱いについて明記

## 【改正内容】

- ・第5章に追加

現行会則	変更会則（案）
	第5章役員・委員 第21条 役員・委員は職務において知り得た個人の情報を第三者に開示・提供しない。

## 【前提】

個人の情報取り扱いに関する会則はない。

## 【現状認識】

役員・委員が職務において個人の情報を知り得る機会が多いため。

## 【改正案】

役員・委員の個人の情報取り扱いについて明記する。

## 第2号 議案 P T A役員・会計監査・学級委員選出時の開催会議名の追加

## 【改正内容】

内規 細則（P9）の保護者会をP T A役員選出会及び保護者会に変更する。

現行会則	変更会則（案）
<input type="checkbox"/> くじ引きの基準 1) くじ引き対象者からP T A役員、会計監査、学級委員を選出する。保護者会欠席者はくじ引きについて代表者に委任する。	<input type="checkbox"/> くじ引きの基準 1) くじ引き対象者からP T A役員、会計監査、学級委員を選出する。 <u>P T A役員選出会</u> 及び保護者会欠席者はくじ引きについて代表者に委任する。

## 【前提】

2018年度からP T A役員選出の方法が変更。

## 【現状認識】

P T A役員選出方法の変更により、P T A役員は保護者会ではなくP T A役員選出会を開催し決定している。

## 【改正案】

「保護者会」を「P T A役員選出会及び保護者会」に改正。

**第3号 議案** P T A役員選出のくじ引き免除者部分の改正

【改正内容】

- ・内規細則（P 9）のくじ引きを免除される方の文言変更

現行会則	変更会則（案）
<input type="checkbox"/> くじ引きの基準 2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。 <input type="checkbox"/> P T A役員 B. <u>該当する学年</u> で学級委員を経験した方  D. 今年度に地区委員や他の学年で学級委員を経験した方	<input type="checkbox"/> くじ引きの基準 2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。 <input type="checkbox"/> P T A役員 B. <u>一家庭につき在学中の児童すべて</u> で学級委員を経験した方  D. 今年度に地区委員や学級委員を経験した方 ※他の学年での文言を削除

【現状認識】

「該当する学年」「他の学年で」の解釈が難しく、「一家庭につき在学中の児童すべて」とは読み取れない。

【改正案】

P T A役員選出でBに該当する免除者を「該当する学年で」から「一家庭につき在学中の児童すべて」と文言を変更。Dに該当する免除者を「他の学年で」の文言を削除。

**第4号 議案** P T A役員選出のくじ引き免除者部分の改正

【改正内容】

内規 くじ引き免除される方の文言の変更

現行会則	変更会則（案）
<input type="checkbox"/> くじ引きの基準 2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。 <input type="checkbox"/> P T A役員 E. やむを得ない個人的理由のある方（くじ引きの実施前に学級委員またはP T A役員の承認を得られた方）	<input type="checkbox"/> くじ引きの基準 2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。 <input type="checkbox"/> P T A役員 E. やむを得ない個人的理由のある方（くじ引きの実施前に <u>P T A役員</u> または <u>学級委員</u> の承認を得られた方）

【前提】

2019年度よりP T A役員選出方法の変更があった。

【現状認識】

2018年度まではP T A役員選出をそれぞれ各学年の学級委員に依頼していたが、2019年度よりP T A役員が中心となり選出を行う事になった。

【改正案】

選出方法の変更に伴い、「学級委員またはP T A役員」から「P T A役員または学級委員」に変更。

第5号 議案 学級委員選出の免除者の部分の改正

【改正内容】

- ・内規細則（P10）のくじ引きを免除される方の文言変更

現行会則	変更会則（案）
<p>□くじ引きの基準</p> <p>2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。</p> <p><b>学級委員</b></p> <p>ア. P T A役員を経験した方、及び該当する学年で学級委員を経験した方</p> <p>イ. 前年度に他の学年で学級委員、及び地区委員を経験した方</p>	<p>□くじ引きの基準</p> <p>2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。</p> <p><b>学級委員</b></p> <p>ア. P T A役員を経験した方、<u>一家庭につき在学中の児童すべて</u>で学級委員を経験した方</p> <p>イ. 前年度に学級委員、及び地区委員を経験した方</p> <p>※「他の学年で」の文言を削除</p>

【現状認識】

「該当する学年」「他の学年で」の解釈が難しく、「一家庭につき在学中の児童すべて」とは読み取れない。

【改正案】

学級委員選出でアに該当する免除者を「該当する学年で」から「一家庭につき在学中の児童すべて」と文言を変更。イに該当する免除者を「他の学年で」の文言を削除。